

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大紀町長、大紀町議会議長、大紀町教育委員会
大紀町選挙管理委員会、大紀町監査委員会、大紀町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.5%
全職員	80.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	109.7%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.8%
31～35年	92.1%
26～30年	86.1%
21～25年	87.8%
16～20年	93.0%
11～15年	76.0%
6～10年	90.6%
1～5年	96.8%

【説明欄】

- 町費負担の指導主事は、勤続年数「1～5年」に区分され、主に該当する新採職員よりも給与水準が高く、当該職員が一方の性別のみの為、集計の対象外としている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない者は集計の対象外としている。
- 男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合は、「—」と表示している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。